資本 計			
負債・資本計			

様式第九号

事業者の施設による分類

事業者の分類※1	内　　容
Ⅰ	東京圏※2内に設置された施設のみを利用して、特定情報通信業※3を行う法人
Ⅱ	東京圏以外の地域内に設置された施設のみを利用して、特定情報通信業を行う法人
Ⅲ※4	東京圏内に設置された施設及び東京圏以外の地域内に設置された施設を利用して、特定情報通信業を行う法人
Ⅳ	特定情報通信業を行うための施設を有しない法人

記載上の注意

※1　申請時点において、「事業者の分類」欄のうち該当するものを丸で囲むこと。

※2　「東京圏」とは、多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）第22条第１項に規定する東京圏をいう。

※3　「特定情報通信業」とは、自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業をいう。

※4　事業者の分類がⅢに該当する事業者については、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第44条の５及び第68条の26の適用を受けるためには、第２項第７号(2)の要件を満たす必要がある。

様式第十五号中「様式第十一号」を「様式第十二号」に、「様式第十二号」を「様式第十三号」に、「様式第十三号」を「様式第十四号」に、「様式第十四号」を「様式第十五号」に改め、同様式を様式第十六号とし、様式第十四号を様式第十五号とし、様式第十一号から様式第十三号までを一つずつ繰り下げ、様式第十号中「様式第十一号」を「様式第十二号」に、「様式第十二号」を「様式第十三号」に、「様式第十三号」を「様式第十四号」に、「様式第十四号」を「様式第十五号」に改め、同様式を様式第十一号とし、様式第九号の次に次のように加える。

様式第十号

信頼性向上施設整備事業実施計画変更認定申請書

年　　月　　日

（総務大臣）　殿

郵便番号
住　　所
氏　　名　　印

電気通信基盤充実臨時措置法第５条第１項の規定により、信頼性向上施設整備事業の実施計画の変更に係る認定を受けたいので、下記の資料を添えて申請します。

記

１　実施計画の変更理由
２　実施計画の変更箇所
３　実施計画書（様式第八号）
４　事業者の施設による分類（様式第九号）
５　当該電気通信設備を設置する特定情報通信事業施設の所在地が確認できる書類
６　当該実施計画により整備される電気通信設備が、東京圏における特定情報通信事業施設に設置された電子計算機に保管された顧客の情報の複製物を保管し、かつ、災害、事故その他の事情により当該情報が滅失又は毀損した場合その他の当該情報の利用に支障が生じた場合において、当該情報の複製物を電気通信回線を介して当該顧客に提供する事業を行うための設備である旨が記載された書類
（省略した書類※　　）

記載上の注意※　省略した書類の項目番号を記載すること。

○総務省告示第二百三号

平成二十三年総務省告示第四百一号（電気通信基盤充実臨時措置法第四条に規定する実施計画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件）第二項第七号の規定に基づき、総務大臣の行う証明に関する手続を次のように定める。

平成二十五年四月三十日

総務大臣臨時代理
国務大臣　稲田　朋美

（総務大臣の行う証明に係る申請）

第一条　電気通信基盤充実臨時措置法（平成二十三年法律第二十七号。以下「法」という。）第五条第三項に規定する認定計画（以下「認定計画」という。）に記載された信頼性向上施設整備事業を推進するための基本的な指針）２二(1)(ⅹ)に掲げる平成二十三年総務省告示第四百号（